

くらしの窓 **窓** すぎなみ

編集・発行：杉並区立消費者センター
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階
tel.03-3398-3141

臨時 2024.9 NO.238
令和6年9月発行

台風の季節です

災害に便乗した

悪質商法に注意！



台風や大雨・地震などの自然災害が発生した場合、それに便乗した悪質商法など、関連した消費者トラブルが多く発生する傾向があります。特に最近では「保険金が使える」と勧誘する手口や、災害発生地域だけでない「義援金詐欺」の事例も報告されています。十分に注意しましょう。

●災害時に寄せられた相談事例と注意点をまとめてみました！●

住宅修理

- 【事例1】台風で自宅の屋根が壊れ、見積もりのつもりで業者を呼んだら屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。
- 【事例2】屋根の無料点検後、そのまま放置すると雨漏りすると言われ、高額な契約をさせられた。
- 【事例3】「役所の防災部署から委託されている、点検に伺いたい」と電話があったが、役所に確認したらそのような事実はなかった。



どうする？！

- 契約を迫られても、その場では契約せず、複数の事業者で比較検討してください。
- 不安をあおる勧誘を受けた場合は特に注意。業者の話だけを信じない様に。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、一定の条件下でクーリング・オフができます。

「保険金」を口実にした勧誘

- 【事例1】先月の台風で雨どいが壊れ外壁もはがれた。「火災保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求の手続きの代行と住宅修理を依頼したがやめたい。
- 【事例2】3年前に起きた災害の被災地調査員を名乗り、保険の請求期限まで半年を切ったので、保険金請求のためのサポートをしろと言われ、契約したがクーリング・オフしたい。
- 【事例3】台風の後片付けをしていたら業者が来て、「損害保険を使って無料で雨どい修理ができる、経年劣化で壊れたものも保険でできる」と言われた。不審だ。

保険金請求
サポート

契約書



どうする?!

- 「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポート」と勧誘されたら要注意！まずは加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。
- 経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故によるものと申請するなど、「うその理由」で保険金を請求することは絶対にやめましょう。

寄付金・義援金

- 【事例1】ボランティアを名乗る女性から募金を集める不審な電話があった。
- 【事例2】役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた。



どうする?!

- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。
- 公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません。
- 寄付する前に、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。

★困った時には消費者センターにご相談ください。

★住宅の修理・不具合等の相談は「住まいるダイヤル：0570-016-100」
へ [10:00~17:00 (土、日、祝休日、年末年始を除く)]

出典・参考：国民生活センター

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時 (土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み)

